



## 男女共同参画の気になる話題③ 「女性に対する暴力」

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの「女性に対する暴力」は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

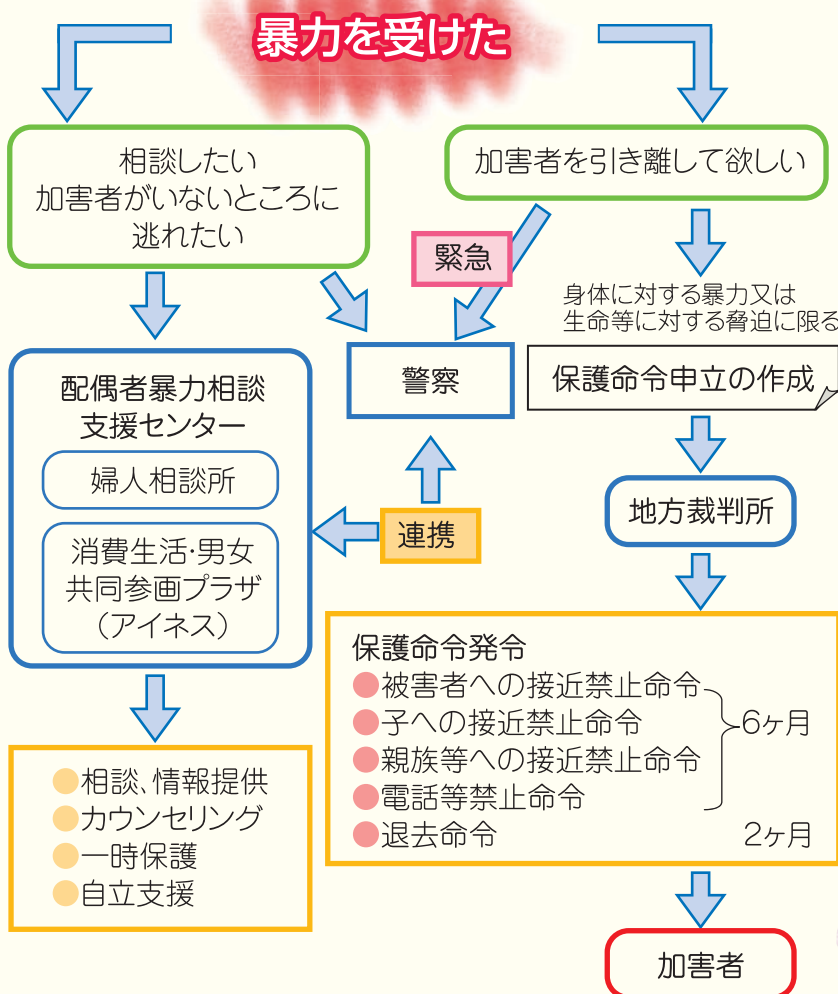
**暴力は  
犯罪です!**

### DV(ドメスティック・バイオレンス)を知っていますか?

DVとは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある、又はあった相手から振るわれる暴力のことです。男性から女性に対する暴力だけでなく、女性から男性への暴力も意味します。

暴力には様々な形態がありますが、すべての暴力は被害者の心と体を傷つけます。

- ・身体的暴力：殴る、蹴る、突き飛ばす、物を投げつける、首を絞める など
- ・精神的暴力：無視する、大声でどなる、人前でバカにする など
- ・性的暴力：避妊に協力しない、性行為の強要 など
- ・経済的暴力：生活費を渡さない・使わせない、借金の強要、仕事をやめさせる など
- ・社会的暴力：行動を制限する、交友関係や電話を細かくチェックする など



### 要チェック!

#### DV防止法が改正 (H26.1~)

- 〈対象者の拡大〉
- ・配偶者（事実婚含む）
  - ・元配偶者

追加

- ・同居中の交際相手
- ・かつて同居していた交際相手

#### ストーカー規制法改正 (H25~)

- ・嫌がる相手にしつこく電子メールを送ることを、つきまとい行為に追加
- ・被害者の住所地だけでなく、加害者の住所地や被害を受けた地域の公安委員会や警察でも警告や命令を出せるように権限を拡大
- ・被害者が警察に要請したにもかかわらず加害者に警告しない場合、被害者に対し書面で理由を通知することを義務化

ひとりで悩まず、  
まずは相談を。  
(相談窓口は裏表紙を見てね)

